

当社元従業員の逮捕について

この度、当社の元従業員（令和 5 年 9 月 27 日付懲戒解雇、以下「当該元従業員」という。）が背任罪の容疑で、令和 7 年 10 月 19 日に逮捕されたことを確認しましたので、下記のとおり概要をお知らせいたします。本件につきましては、事案の発覚後、刑事告訴を行うにあたり捜査への影響を考慮し公表を控えておりましたが、このたび逮捕に至ったため公表いたします。

記

1. 事案概要

当該元従業員が、架空の発注、仕入を行い、取引先以外の第三者に商品を売却し、その代金を自身の個人口座に入れるという不正行為を行い、当社に約 2,430 万円の損害を与えたものです。

今回の事件を受け、当社としては、管理体制における不備が原因の一端であることを厳粛に受け止めております。また、不正行為を行った当該元従業員に対しては厳正に対処し、然るべき責任を負わせるべきとの方針のもと、今回の刑事告訴に至りました。あわせて、当社が被った損害につきましても、民事上の責任追及および損害賠償請求を行っています。

なお、本件に起因する業績及び仕入先様・取引先様への影響・損害は発生しておりません。

2. 再発防止策

当社では今回の事案を教訓とし、信頼される企業体制を構築すべく、コンプライアンス体制及び組織運営のあり方について見直しをいたしました。

- ①発注担当者の権限分離などの内部統制上のルールの見直し
- ②内部統制に係るマニュアル等運用について社内での周知徹底
- ③内部監査部門による定期的な現場監査の強化と是正指導の実施
- ④平成 13 年（2001）より導入している電子監査システム「火の見やぐら」による日次・週次・月次で異常値チェックの徹底

当社といたしましては本件を厳粛に受け止め、今後も信頼される企業であり続けるために同様の事態を二度と繰り返さぬよう再発防止を徹底して参ります。

以上

プレスリリースに掲載されている情報は、発表日現在の情報です。その後予告なしに変更されることがございますので予めご了承ください。

「がんばれ!!日本のモノづくり」を企業メッセージとし、プロツールの供給を通じて、日本のモノづくりに貢献します。

事業拠点：国内拠点 89 か所 本社 2 か所／国内営業拠点 59 か所／国内物流拠点 28 か所
海外拠点 7 か所 現地法人：トラスコナカヤマ タイランド、トラスコナカヤマ インドネシア、トラスコナカヤマ USA
仕入先開拓オフィス：ドイツオフィス、台湾オフィス、タイオフィス、香港オフィス

発行責任者 | トラスコ中山株式会社 経営企画部 部長 高田 真由美
お問い合わせ | 経営企画部 広報 I R 課 課長 吉見 今日子、小川 沙樹

TEL 03-3433-9840 MAIL info@trusco.co.jp URL <https://www.trusco.co.jp/>

